

令和8年4月採用

糸田町職員採用試験案内

(一般事務・看護師・准看護師・社会福祉士)

**第1次試験日・会場【テストセンター・糸田町会場の重複申込不可、
一般事務のみ実施、看護師・准看護師・社会福祉士は第1次試験免除】**

- ・テストセンター 10/10(金)～10/26(日)
 全国約190会場のテストセンター
 事前に予約をした試験会場で、会場のパソコンを使って受験する
 試験です。本人確認は、有効な顔写真付き身分証明書で行います。

- ・糸田町会場 10/26(日) 8:45～10:35
 糸田町住民センター（糸田町役場内）

受付期間【全職種】 9/1(月)～9/30(火)必着

受付時間【全職種】 午前9時から午後5時まで
 (土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。)

- 郵送の場合は、9/30(火)までに
糸田町役場総務課に到着したものに限り受け付けます。
〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 総務課
- 電子メールの場合は、糸田町役場の受信日時が、
9/30(火)午後5時までのメールに限り受け付けます。
電子メール送付先アドレス：soumu@town.itoda.lg.jp

第2次試験日・会場【全職種】
11/16(日) 糸田町住民センター（糸田町役場内）

第3次試験日・会場【全職種】
11/30(日) 糸田町住民センター（糸田町役場内）

1 試験区分・採用予定人数・職務の概要等

試験区分	採用予定人数	職 務 の 概 要
一般事務	1 名程度	一般事務に従事
看護師	3 名程度	看護師業務に従事（町立病院）
准看護師	1 名程度	准看護師業務に従事（町立病院）
社会福祉士	1 名	社会福祉士業務に従事（町立病院）

（注）採用予定人数は変更になる場合があります。糸田町立病院は、令和 9 年度中に新病院に建て替えを行う予定で、病院スタッフを募集します。

2 受験資格

試験区分	年 齢	資 格 ・ 免 許
一般事務	平成 5 年 4 月 2 日から 平成 20 年 4 月 1 日までに 生まれた人	
看護師	昭和 51 年 4 月 2 日以降に 生まれた人	看護師の資格を取得済の人(令和 8 年 3 月末までに取得見込みの人可)
准看護師	昭和 51 年 4 月 2 日以降に 生まれた人	准看護師の資格を取得済の人(令和 8 年 3 月末までに取得見込みの人可)
社会福祉士	昭和 61 年 4 月 2 日以降に 生まれた人	社会福祉士免許を取得済の人(令和 8 年 3 月末までに取得見込みの人可)

① 日本国籍を有しない永住者又は特別永住者の方も受験できます。

② 試験を受けられない者

地方公務員法第 16 条（欠格条項）の規定に該当する者

ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 糸田町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日、試験会場、合格者発表

(1) 第1次試験 【テストセンターまたは糸田町会場を選択、一般事務のみ実施

看護師・准看護師・社会福祉士は第1次試験免除】

試験区分	試験時間・試験科目	試験会場・合格者発表
一般事務 (テストセンター)	10月10日(金)から10月26日(日)までの期間のうち、受験者が選択する日時 教養試験(高校卒業程度)、 性格特性検査 都合の良い日時と試験会場を事前に予約します。 試験会場のパソコンを使って受験する試験です。 本人確認は、有効な顔写真付き身分証明書で行います。	【試験会場】 受験者が選択するテストセンター(全国約190会場から選択するテストセンター) 【合格者発表】 日時：10月31日(金) 午後1時(予定) 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)
一般事務 (糸田町会場)	10月26日(日) 受付開始 8:30～ 説 明 8:45～ 9:00 教養試験(高校卒業程度) 9:00～10:00 性格特性検査 10:05～10:35	【試験会場】 糸田町住民センター (糸田町役場内) 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 【合格者発表】 日時：10月31日(金) 午後1時(予定) 掲示場所：糸田町役場正面玄関前及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(2) 第2次試験(作文試験、グループワーク) 【11月16日(日)】

試験区分	試験時間等	試験会場・合格者発表
一般事務	受付開始 8:10～ 8:25 作文試験 8:30～ 9:30 グループワーク 9:40～	【試験会場】 糸田町住民センター (糸田町役場内) 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 【合格者発表】 個別面接終了後に最終合格者発表を行います。
看護師 准看護師 社会福祉士	受付開始 8:10～ 8:25 作文試験 8:30～ 9:30 性格特性検査 9:45～10:15 グループワーク 10:45～ (※一般事務のグループワークの影響で、時間が前後する場合があります。)	

第2次試験(個別面接) 【11月30日(日)】

試験区分	試験時間等	試験会場・合格者発表
一般事務 看護師 准看護師 社会福祉士	入室開始 8:10～ 説 明 8:20～ 8:30 個別面接 8:30～	【試験会場】 糸田町住民センター (糸田町役場内) 田川郡糸田町1975番地1 TEL0947-26-1231 合格者発表】 日時：12月12日(金) 午後1時(予定) 掲示場所：糸田町役場正面玄関前 及びホームページ上(合格者の受験番号を掲示)

(注)・第1次試験は一般事務のみを対象に実施し、第2次試験は第1次試験合格者と看護師・准看護師・社会福祉士を対象に実施します。

第1次試験合格者と看護師・准看護師・社会福祉士は、第2次試験用PRシートを作成し、送付していただきます。(10月31日(金)にメールで通知します。)

・第1次試験合格者・第2次試験合格者には、合格通知書を本人のメールアドレスに送信しますので、soumu@town.itoda.lg.jp から送付されるメールを受信できるように

設定をしてください。必ず役場玄関前又はホームページ上の掲示場所で合格発表を確認してください。なお、電話での照会にはお答えしません。

・合格者は、発表の日から3日たっても合格通知書のメールが届かない場合、直接糸田町役場総務課（Tel0947-26-1231）へお問い合わせください。

4 試験の方法・内容

(1) 第1次試験【テストセンターまたは糸田町会場を選択、一般事務のみ実施、
看護師・准看護師・社会福祉士は第1次試験免除】

試験区分	試験科目	内 容
一般事務	教養試験	【高校卒業程度の教養試験】 公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい問題 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題 【性格特性検査】 公務員に求められる性格特性を把握する検査

(2) 第2次試験（作文試験、グループワーク）【11月16日（日）】、
（個別面接）【11月30日（日）】

試験区分	試験科目	内 容
一般事務	作文試験	専門的知識、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
看護師	看護師・准看護師・社会福祉士のみ、性格特性検査	【性格特性検査】 公務員に求められる性格特性を把握する検査
准看護師	グループワーク	【グループワーク】 グループで設定された課題について話し合い、結論を導き出し、発表を行ってもらう試験
社会福祉士	個人面接	【個人面接】 公務員としての必要な資質、適性及び人物について個別面接による試験

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、糸田町職員採用登録者名簿に登録され、原則として、令和8年4月1日に採用されます。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合又は、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

6 給 与

・初任給の例（令和8年4月1日採用 国基準の給料（地域手当 3%を含む。）を想定）

【一般事務】

職務経験などの年数	高校卒の方の 初任給	大学卒の方の 初任給
経験なし	206,309 円	238,960 円
5 年以上	約 232,368 円	約 256,676 円
10 年以上	約 253,174 円	約 265,225 円
15 年以上	約 263,886 円	約 270,169 円

【看護師】

職務経験などの年数	短大2卒の方の 初任給	短大3卒の方の 初任給
経験なし	262,341 円	271,302 円
5 年以上	約 286,134 円	約 289,945 円

【准看護師】

職務経験などの年数	初任給
経験なし	228,351 円
5 年以上	約 267,182 円

【社会福祉士】

職務経験などの年数	大学卒の方の 初任給
経験なし	238,960 円
5 年以上	約 256,676 円
10 年以上	約 265,225 円
15 年以上	約 270,169 円

- (1) 給料金額は令和8年4月1日現在の国家公務員基準の給料（地域手当 3%を含む。）を想定しています。
- (2) 初任給（給料）は、最終学歴・経歴（職務内容・期間）に応じて、決定します。

- (3) このほか、扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当等が支給されます。

7 申込書の請求

糸田町職員採用試験申込書は、糸田町役場総務課で配布し、糸田町のホームページからも印刷・ダウンロードができます。

糸田町 採用で検索、又は右のQRコードを参照⇒



8 受験手続

(1) 申込方法

- ① 申込書に必要事項を記入し、提出してください。(所定の位置に必ず写真を貼ってください。)
- ② 郵送で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(申込書の受験票が入る大きさ 定形 長形3号)を同封してください。

なお、切手を貼った返信用封筒を同封していない場合は、受験票は送付しません。

- ③ 締め切り間近の申込書の郵送は、必ず速達をお願いします。
- ④ PDF形式・エクセル形式による電子メールによる送付も受け付けます。

電子メール送付先アドレス：soumu@town.itoda.lg.jp

(2) 申 込 先

〒822-1392 福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 総務課

(3) 受付期間

- ① 令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火) 必着
- ② 土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。
- ③ 郵送の場合は、9月30日(火)までに糸田町役場総務課に到着したものに限り受け付けます。
- ④ 電子メールの場合、糸田町役場の受信日時が、9月30日(木)午後5時までのメールに限り、受け付けます。

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで

9 第1次試験における注意事項（一般事務テストセンター方式受験者のみ）

（1） 試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」の受信へ向けた注意事項

下記メールアドレスより10月3日（金）までに、試験会場予約用メール「受験用ID発行のお知らせ」により、会場予約へ向けたマイページURLとログインID・パスワードを各受験者様宛にご連絡いたします。

メール発信元: no-reply@cbt.j2-cloud.jp

①上記期日までにメールが届かない場合

【糸田町役場総務課(0947-26-1231)】までお問い合わせください。なお、メールが受信できずお問い合わせいただけなかった場合、当方からID・パスワードの再通知はいたしかねます。その場合、受験ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

②受信設定ご確認のお願い

あらかじめ上記メールアドレスからのメールが受け取れる設定（cbt.j2-cloud.jpのドメインを許可）にしておいてください。GmailやYahoo!メールなどのフリーメールアドレス、icloudをご利用の場合、迷惑メールフォルダへ自動で振り分けされてしまう場合がございますのでご注意ください。また、法人用のメールアドレスや携帯電話のメールアドレスをご利用の場合、セキュリティ設定や迷惑メールフィルタ機能により自動的に受信拒否となってしまう可能性がございますので、必ず事前に受信設定をご確認ください。

（2） 受験キャンセルに関する注意事項

会場予約後に受験をキャンセルされる場合には、受験日の1営業日前（土日祝日を除く1日前）の17時までに、必ずマイページ上から予約キャンセル手続きを行ってください。

なお、キャンセル期限の2日前には上記アドレスより受験予約のリマインドメールを送信いたしますので、あわせてご参照ください。

<キャンセル期限について>

例1：水曜日が受験日の場合→ 火曜日の17時がキャンセル期限となります。

例2：土曜日、日曜日又は月曜日が受験日の場合→ 金曜日の17時がキャンセル期日となります。

(3) 会場予約に関する注意事項

ログイン ID、パスワード及びマイページ URL を受領されたら、お早めに会場予約を行ってください。なお、会場の空き状況に応じて受験会場・受験日時のご希望に
応えられない場合がございます。

10 日本国籍を有しない受験者のみなさまへ（永住者又は特別永住者の方）

採用試験を受験することはできますが、採用後は公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、糸田町職員採用試験を受験するにあたっては、下記の事項にご注意ください。

※「公務員に関する基本原則」

日本国籍を有しない方は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職に就くことはできない。

(1) 日本国籍を有しない方が就く職について

公務員の任用は、上記「公務員に関する基本原則」に基づいて行われますので、基本原則に該当しない職に就くことになります。

- 公権力の行使・・・・・・・・住民の権利義務その他法的地位を一方的に決定すること。
- 公の意思の形成への参画・・行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有すること。

(2) 従事する職及び管理職の昇任について

糸田町では、上記の「公務員に関する基本原則」である「公権力の行使」及び「公の意思の形成への参画」に携わる職について、次のとおり定めていますので、採用後はそれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徴税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議（重要施策決定機関）を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 町財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職